

○ 鹿児島工業高等専門学校技術室組織規程

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構の本部事務局の組織等に関する規則（以下「組織規則」という。）第12条第9項の規定に基づき、鹿児島工業高等専門学校技術室（以下「技術室」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(設置)

第2条 組織規則に規定する教育研究支援組織として、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）に技術室を置く。

2 技術室は、本校の教育支援、研究支援及び運営支援に係る技術的業務等を円滑かつ効率的に処理することを目的とする。

(業務)

第3条 技術室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 各学科における実験・実習等の教育補助及び技術指導に関すること。
- (2) 学生のものづくり活動等の技術支援に関すること。
- (3) 教育研究に必要な技術業務、技術開発及び教材作成等に関すること。
- (4) 職場環境の安全衛生に関すること。
- (5) 情報システム基盤の維持・管理に関すること。
- (6) 実験室、実習工場等の設備・備品等の維持管理に関すること。
- (7) 地域社会との連携に基づく技術協力及び教育支援に関すること。
- (8) 技術の向上・継承に関すること。
- (9) 技術職員の研修の企画、立案及び実施に関すること。
- (10) 技術職員の養成に関すること。
- (11) 学校行事への支援に関すること。
- (12) 本校の業務の技術支援に関すること。
- (13) その他技術室に関すること。

(組織)

第4条 本校に勤務する技術長、技術専門員、技術専門職員、技術職員（建物及び施設の営繕、保守並びに管理に関する業務に専ら従事する者を除く。以下において同じ。）その他必要な職員を技術室に所属させる。

2 組織規則に規定する部門として、技術室に前項に定める技術専門職員、技術職員その他必要な職員の中から校長が指名する者で構成する次の班を置き、各業務に従事する。

- (1) 第一技術班 主に実習工場運営及び予算管理に関する業務
- (2) 第二技術班 主に教育・研究支援に関する業務
- (3) 第三技術班 主に広報研修に関する業務
- (4) 第四技術班 主に情報教育支援に関する業務

(技術室長)

第5条 組織規則に規定する教育研究支援組織の長として、技術室に技術室長を置き、事務部長をもって充てる。

2 前項の規定にかかわらず、校長が特に必要と認める場合にあっては、技術長又は技術専門員の中から校長が指名する者をもって、1年以内の併任期間を附すことにより技術室長に充てることがある。

3 技術室長は、校長の命を受け、技術室の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(技術長)

第6条 技術長は、技術専門員又は技術専門職員をもって充てる。

2 技術長は、上司の命を受け、技術室の業務を統括する。

(副技術長)

第7条 前条の技術長を補佐するため必要な数の副技術長を技術室に置き、技術専門員又は技術専門職員をもって充てる。

2 副技術長は、上司の命を受け、技術室の業務を調整する。

(技術班長)

第8条 組織規則に規定する部門の長として、第4条第2項に規定する各班に技術班長を置き、技術専門職員をもって充てる。

2 技術班長は、上司の命を受け、当該班の業務を処理する。

(雑則)

第9条 組織規則及びこの規程に定めるもののほか、技術室の組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年6月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 鹿児島工業高等専門学校技術室組織規則は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 9 月 10 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。